

## 「公認心理師」対応に向けてカリキュラム改正を行います

教育学部学校心理専修では、2019年度入学生から、公認心理師国家試験受験資格を得るために必要な大学の所定の科目を履修できるカリキュラムを設けます。

### ◇公認心理師とは？

2017年9月15日に施行された「公認心理師法」により、**心理職初の国家資格**として、「公認心理師資格」が誕生しました。公認心理師とは、心理的な支援が必要な人やその関係者の相談にのり、心理状態を分析したり、援助、指導を行う「**心理の専門家**」です。

〈公認心理師法〉

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- (2) 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

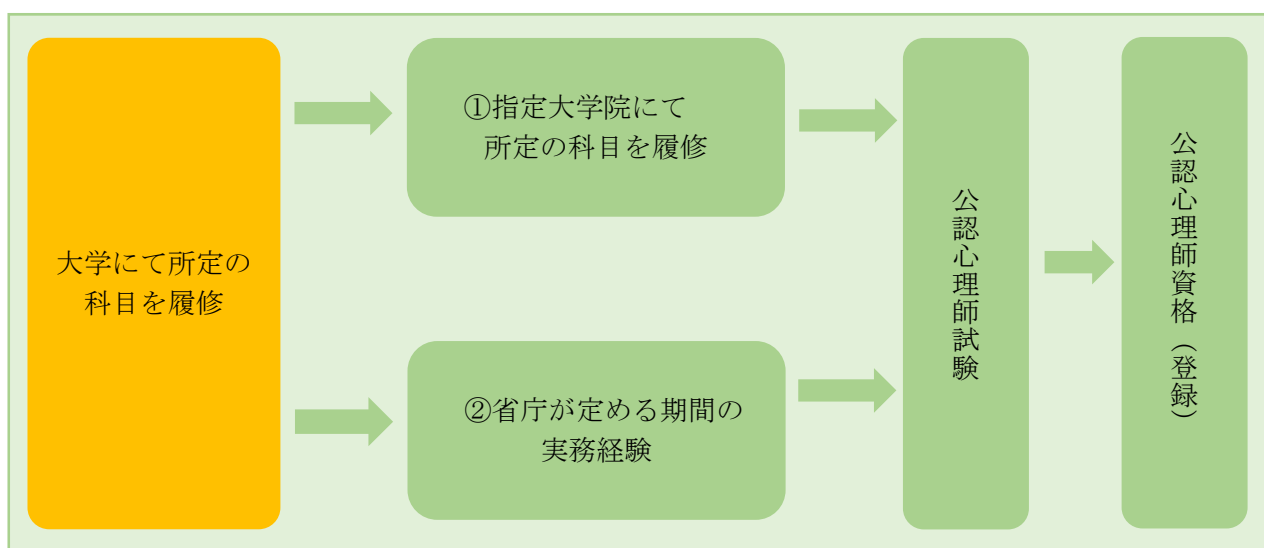
### ◇活躍の場は？

- ・医療領域：病院、クリニックなど
- ・教育領域：スクールカウンセラー、教育相談所など
- ・産業領域：EAP（従業員支援プログラム）など
- ・福祉領域：児童相談所、発達支援センター、療育施設など
- ・司法領域：家庭裁判所、少年鑑別所など
- ・私設相談領域：資格をもとにしたカウンセリングルームを独自に開業するなど

### ◇資格を取得するためには？

公認心理師の国家試験に合格する必要があるため、受験資格の取得は次の方法があります。

- ① 大学において指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において指定の心理学の科目を修めてその課程を修了した者
- ② 大学において指定の心理学等に関する科目を修め卒業し、省庁が定める施設で規定の期間以上、心理関係の仕事に従事した者



本学教育学部学校心理専修では、公認心理師の受験資格取得に必要な科目を整えており、公認心理師を目指す方をサポートします。

※人数制限があるため、入学後、選抜により履修者を決定します。